## 被相続人居住用家屋等確認申請書

由 請 者

住 所 水戸市中央1丁目4番1号

家屋を解体してか ら, その敷地等を譲 渡した場合の様式で す。

氏 名 水戸 太郎

電 話 029-224-1111

(は居住

まで建っ

直前に

该相続の

**※**2)

ます。

|等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除去 供され ら譲渡

別措置 地番と住居表示(住所)が異 なる場合は、土地の地番(土 地売買契約書等に記載され ている地番)で記載をお願 用に供 いします。

①売買契約書記載の「所有権移転・ 引渡し・登記手続きの日」, ②所有 権の移転登記が完了した日, ③売 買契約書の契約日などから, 実際 に確定申告の際に「譲渡日」として 申告する日付を記入お願いしま す。

れていたことがないこと」(同月 被相続人(包括遺贈者を含む。 政令で定める事由(※1)(以下Ⅰ 続人の居住の用に供されていな

こと」(同号ロ)及び「取壊し、

当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の周 用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被 相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が 対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供さ れなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつた↓と)」(同項第3号)に該 当すること

(※1)通知における特定事由と同じ。 (※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及び その敷地等(※3)の所在地 水戸市常磐町1丁目1000番地 (敷地の所在地番) 家屋の取壊し、 申請被相続人居住用家屋の建 除却又は滅失の 昭和46年3月15日 令和元年5月15日 築年月日 (※4) 水戸市常磐町1-1-1 (住所) 被相続人の氏名及び住所 (氏名) 水戸 光右衛門 申請者から みた続柄 相続開始日 譲渡日 平成31年4月22日 令和元年5月31日 (被相続人の死亡日) ( \* 6 ) 茨城県水戸市三の丸1-5-48 (住所) ■家屋 (氏名) 水戸 花子 申請被相続人居住用家屋又はそ ■敷地等 の敷地等の取得をした他の相続 人の氏名及び住所 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1000 (住所) ※書ききれない場合は別紙 ■家屋 (氏名) 茨城 次郎 □敷地等

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含 む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。 家屋及び敷地について, 相続人の

6年5月31日以前に建築されたものに限る。 氏名及び住所を記入お願いします。

証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等によ

譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日

申請者以外に相続人がいない場 合は,空欄としてください。

書ききれない場合は, 別紙を添付

続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について唯祕しました

## ※市区町村記入欄

する方法でも可です。

確認年月日	年	月	B	-	
確認を行った市区町村長	高乙	取	1	罗	印

## ◎提出前にあらかじめご確認ください

申請書に記載する日付は、①家屋の建築年月日⇒②相続開始日⇒③家屋の取壊し、除却又は滅失日⇒④譲渡日という時系列になります。時系列が食い違っていないか、添付書類と整合が取れているかの確認をお願いします。記載されている日付等(特に「譲渡日」)が、添付書類や申請者の供述から確認が取れない場合は、代替書類や補完書類の提出をお願いしたり、追加でヒアリングをさせていただく場合がございます。

問合せ

水戸市 市民協働部 生活安全課 空家空地係 電話:029-224-1113(直通)